

貨物油ポンプタービンの自主開放点検に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正理由

機関計画検査には、機関継続検査(CMS)、機関計画保全検査(PMS)及び機関状態監視保全検査(CBM)の方式がある。このうち、CMS を採用する場合には、対象となる各機関等の開放検査を効率的に実施するため、それぞれの開放検査について、その間隔が 5 年を超えないよう計画的、かつ、継続的に順次行っている。さらに CMS では、一部の機器について、機関長による自主開放点検に基づく確認検査を行うことにより、本会検査員立会による開放検査に代えることができる。このように確認検査を活用することが認められる機器の対象範囲については、これまでも、船舶の安全性を確保しつつ検査の利便性を高めるべく、損傷等の実績を考慮して拡大してきた。

一方、貨物油ポンプタービンについては、現時点においては、確認検査を活用することが認められていない。しかし、同タービンの開放検査が荷役地のターミナルから許可されない事情から、同ターミナル以外の港において、本会検査員立会による開放検査を実施する事例があり、検査の利便性を向上させることが課題となっている。このような背景から調査を行ったところ、貨物油ポンプタービンについては少なくとも過去 20 年にわたって重大な損傷事例は報告されておらず、かつ、業界へのヒアリングにより乗組員による開放点検も十分可能であることが判った。

このため、貨物油ポンプタービンについても、機関長による自主開放点検に基づく確認検査を行うことにより、検査員立会による開放検査に代えることができるよう関連規定を改めた。

改正内容

貨物油ポンプタービンを機関継続検査の確認検査の対象機器に加えた。

改正条項

鋼船規則検査要領 B 編 B9.1.2
高速船規則検査要領 2 編 3.10.2